

福岡県公報

令和 3 年 9 月 10 日
第 232 号

目 次

告 示 (第797号 - 第798号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 3
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) …………… 3
- 令和 3 年度砂利採取業務主任者試験の実施 (工業保安課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4

人事委員会

- 令和 3 年度福岡県職員採用選考試験 (後期) の実施 (人事委員会事務局任用課) …………… 5

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 6

告 示

福岡県告示第797号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和 3 年 9 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市上有木字後谷2588、2594、2602、2646の1、2646の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第798号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 3 年 9 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項（同条第2項第2号該当）の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和3年8月26日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(有) 荒嶽工業	北九州市八幡西区貴船台22番20号	荒嶽 修司	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和3年9月9日から令和3年9月12日までの4日間

4 処分の原因となった事実

(有) 荒嶽工業は、民間工事において、管工事業の建設業許可を受けずに建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を3件締結した。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市川原字瓦田1353番1、1353番3、1354番1、1354番9、1355番1、1355番4、1356番、1357番、1358番1から1358番3まで1359番、1360番、1361番6、1370番1、1795番4、1795番8及び1858番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区香椎駅東二丁目22番1号
学校法人九州中村高等学園
理事長 中村 治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字辻畑2163番、2164番1、2164番2、2165番1、2165番2、

2183番1、2183番2、2184番、2185番、2186番1、2186番2、2190番、2191番1から2191番4まで、2192番1から2192番4まで、2205番1、2205番3、2205番4、2205番6から2205番14まで、2206番3から2206番5まで、2206番11から2206番14まで並びに字証拠2285番10から2285番12まで、2286番4、2286番8から2286番11まで、2303番1、2303番2、2304番2から2304番6まで、2305番3、2305番4、2307番、2308番3、2308番4及び2308番6

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区上牟田二丁目11番24号
大和ハウス工業株式会社 福岡支社
支配人 民谷 秀人

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
金属積層造形装置（備出24） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社ニコンソリューションズバイオサイエンス営業本部九州営業部
(2) 住所
福岡市博多区元町三丁目4番9号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

44,902,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日

令和3年6月25日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日

令和3年8月31日

- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大島産業	宗像市富地原1791-1	大島 環	平成29年5月26日 福岡県知事許可（特-29） 第5456号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

- (2) 停止期間

令和3年9月14日から令和3年9月23日までの10日間

- 4 処分の原因となった事実

株式会社大島産業は中日本高速道路株式会社発注の中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事及び西日本高速道路株式会社発注の九州自動車道久留米高速道路事務所管内南部地区橋梁耐震補強工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和3年11月12日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎801会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和3年9月21日（火曜日）から同年10月15日（金曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和3年10月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和3年12月3日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字和田93番1、93番2、94番1及び94番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町大字吉原124番地 1

山内 昭一

人事委員会

公告

福岡県職員採用選考試験（後期）を次のとおり実施する。

令和 3 年 9 月 10 日

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

1 採用職種（区分）、採用予定数、職務内容及び採用時勤務予定場所

採用職種 (区分)	採用 予定数	職 務 内 容	採用時勤務予定場所
児童福祉 ※職務経験者対象	15名	児童の福祉に関する相談に応じ、専門的な知識や技術によって調査や指導等を行う児童福祉司の業務	児童相談所
心理判定員 ※職務経験者対象	7名	心理判定、心理療法及び相談・指導等の業務	児童相談所等

(注 1) 採用予定数は変更になる場合があります。

(注 2) 選考試験（後期）において、上記以外の職種の試験を実施する場合は、10月上旬にホームページでお知らせします。

2 受験資格

採用職種 (区分)	受 験 資 格		
児童福祉 ※職務経験者対象	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和 4 年 3 月までに資格を取得する見込みの者で、令和 3 年 9 月末日において、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 4 号又は精神保健福祉士法第 7 条第 4 号の厚生労働省令で定める施設における相談援助業務の実務経験を 5 年以上有する者	昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた者	日本国籍を有する者

心理判定員 ※職務経験者対象	大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有する者で、令和 3 年 9 月末日において、公認心理師法第 7 条第 2 号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設における心理判定・心理療法等業務の実務経験を 5 年以上有する者	
-------------------	---	--

(注) この試験を受験できない者

地方公務員法第 16 条に該当する者

3 試験の期日、場所等

	試験種目	試験の期日	試験の場所
第 1 次 試験	専門試験 論文試験	令和 3 年 11 月 14 日（日）	【福岡会場】 福岡県吉塚合同庁舎（福岡市博多区吉塚本町 13-50） 【東京会場】 全国町村会館（東京都千代田区永田町 1-11-35）
第 2 次 試験	人物試験 受験資格等の調査	令和 3 年 12 月上旬	福岡県吉塚合同庁舎、福岡県福岡西総合庁舎

4 合格者の発表

	時 期	発 表 方 法
第 1 次合格者発表	令和 3 年 11 月下旬	福岡県人事委員会事務局前廊下に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に郵便で通知します。
最終合格者発表	令和 3 年 12 月下旬	

(注) 合格者に郵送する合格通知は、郵便事故などのため延着、不着となる場合がありますので、掲示場所等で確認してください。

5 採用予定時期

合格者の採用は、原則として令和 4 年 4 月 1 日以降の予定です。

6 受験手続

(1) 受付期間

令和 3 年 10 月 11 日（月）から同年 10 月 22 日（金）まで

（申込書持参の場合、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日

を除く。)

なお、郵送の場合は、10月22日（金）までの消印のあるものを受け付けます。

【インターネットでの受付期間は、10月11日（月）～10月19日（火）】

(2) 申込方法

「福岡県職員職務経験者採用選考試験申込書」に必要事項を記入し、福岡県人事委員会事務局に持参するか、郵送してください。

なお、郵便で申し込む場合は、申込書を封筒に入れて、封筒の表に「選考受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送ってください。前記によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。

なお、締切間近の申込書の郵送は速達をお願いします。

インターネットでも申込ができます。詳しくは、福岡県のホームページの「福岡県職員採用試験」にアクセスするか、職員採用試験案内をご覧ください。

※福岡県職員採用試験のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>)

7 申込書の配布場所

ア 福岡県庁内

- ・ 人事委員会事務局任用課
- ・ 県庁1階総合案内・県民情報センター

イ 出先機関等

- ・ 東京・大阪の各福岡県事務所
- ・ アクロス福岡2階文化観光情報ひろば
- ・ 県内各地の福岡県総合庁舎 等

なお、福岡県のホームページから申込書の様式をダウンロードすることもできます。

8 その他

この試験についての詳しいことは、福岡県人事委員会事務局任用課へお尋ねください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

T E L 092-643-3956

F A X 092-643-3960

電子メール jninyo@pref.fukuoka.lg.jp

監査委員

監査公表第11号

令和3年7月2日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年9月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和3年7月2日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県は、令和3年3月に工事請負契約を締結した県道瀬高久留米線道路新設工事（2工区及び3工区）において、違法な工期変更を行った。また、県道瀬高久留米線路肩整備工事、沖端川護岸補修（1工区）工事及び県道瀬高久留米線道路新設工事（5工区）において違法又は不当な繰越しを行った。このため、知事に対し各工区に係る請負者からの前払金の返還請求及び再発防止措置を求めらる。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由

ア 県道瀬高久留米線道路新設工事（2工区及び3工区）に係る違法な工期変更（違法である理由）

当該工事は令和2年度の単年度工事であるため、翌年度にまたがる工期変更は違法である。

イ 県道瀬高久留米線路肩整備工事の違法又は不当な繰越し

（違法又は不当である理由）

当該工事は旧県道の敷地内で工事するため、「用地交渉の難航」という繰越事由は存在しない。また、施工現場の状況から工期延長が必要となるような事由は確認できなかった。契約締結以降に発生した繰越事由がないことから、繰越手続は違法又は不当である。

ウ 沖端川護岸補修（1工区）工事の違法又は不当な繰越し

（違法又は不当である理由）

当該工事は河川敷などの県有地で施工するため、「用地交渉の難航」という繰越事由は存在しない。また、施工現場の状況から工期延長が必要となるような事由は確認できなかった。契約締結以降に発生した繰越事由がないことから、繰越手続は違法又は不当である。

エ 県道瀬高久留米線道路新設工事（5工区）の違法又は不当な繰越し

（違法又は不当である理由）

当該工事は工期が確保されており、「用地交渉の難航」という繰越事由は存在しない。また、同時期に発注された県道瀬高久留米線道路新設工事（4工区）は年度内に完了していることから、繰越手続は違法又は不当である。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月12日付けでこれを受理した。

ただし、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実とする監査請求を重ねて行うことは許されていない（最高裁判所昭和57年（行ツ）

第164号昭和62年2月20日判決)ことから、本件請求のうち県道瀬高久留米線道路新設工事(2工区及び3工区)に関する請求については、当該請求は理由がないものとして棄却する旨、令和3年6月22日付け3監総第142号で既に通知したところであり、却下する。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

県道瀬高久留米線路肩整備工事、沖端川護岸補修(1工区)工事及び県道瀬高久留米線道路新設工事(5工区)(以下、総称して「本件各工事」という。)について、繰越手続に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部(県土整備総務課、企画課、道路建設課、河川整備課及び八女県土整備事務所)を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和3年7月26日付け知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件各工事については、工期延長が必要な事由により繰越承認手続を行っていることから、瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 第1の2(2)イの記載について、否認する。当該工事の繰越事由は「計画に関する諸条件(占用許可物件(電柱)の移設)」であり、「用地交渉の難航」ではない。

第1の2(2)ウの記載について、否認する。当該工事の繰越事由は「計画に関する諸条件(運搬路選択)」であり、「用地交渉の難航」ではない。

第1の2(2)エの記載について、否認する。当該工事の繰越事由は「計画に関する諸条件(警察協議)」であり、「用地交渉の難航」ではない。

イ 生じる損害について

否認する。本件において何ら損害は生じておらず、請求人の主張には理由がない。また、今後、損害が生じるおそれもない。

ウ 請求人が求める措置について

否認する。本件各工事に手続の瑕疵はないから、何ら措置を要しない。

4 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、その際、監査対象機関の職員の立会を認めた。

請求人からは、概ね上記第1の2(1)の記載に沿った陳述があった。その後、監査委員から請求人に対し、違法又は不当とする理由、生じている損害及び求める措置について確認を行った。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和3年7月12日から同年8月27日にかけて、関係書類の確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 県道瀬高久留米線路肩整備工事

ア 繰越事由

施工に際し支障となる電柱の移設が必要であり、移設の時期及び移設先等について九州電力株式会社等の関係機関との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため。

イ 経緯

令和2年11月19日	電柱移設協議
令和2年12月9日	指名通知 (指名競争を行う旨の通知)
令和2年12月24日	指名競争入札実施 (請負者決定)
令和3年1月8日	契約締結 (工期82日間：令和3年1月9日から同年3月31日まで) (契約金額 17,380千円)
令和3年2月12日	前払金支出 (6,900千円)
令和3年3月1日	電柱移設完了
令和3年3月11日	令和2年度一般会計補正予算 (第13号) 可決 (繰越承認議決)
令和3年3月24日	工期変更について請負者と協議
令和3年3月30日	工期変更 (工期143日間：工期末を当初定めていた令和3年3月31日から同年5月31日に変更)

(2) 沖端川護岸補修 (1工区) 工事

ア 繰越事由

工事資材等の運搬路の選択に当たり、地元住民との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため。

イ 経緯

令和2年5月25日	社会資本整備総合交付金 (以下「本件交付金」という。) 交付申請 (福岡県知事から国土交通大臣あて)
令和2年6月1日	地元調整開始
令和2年7月10日	本件交付金交付決定 (国土交通大臣から福岡県知事あて)
令和3年2月12日	指名通知 (指名競争を行う旨の通知)
令和3年2月19日	翌年度にわたる債務負担 (以下「翌債」という。) の承認要求書提出 (支出負担行為担当官 (福岡県土整備部長) から福岡財務支局長あて)
令和3年2月22日	指名競争入札実施 (請負者決定)
令和3年3月1日	地元調整終了
令和3年3月3日	契約締結 (工期28日間：令和3年3月4日から同年3月31日まで) (契約金額 40,447千円)
令和3年3月11日	令和2年度一般会計補正予算 (第13号) 可決 (繰越承認議決)
令和3年3月12日	前払金支出 (16,160千円)

- 令和3年3月16日 翌債の承認通知受領
(福岡財務支局長から支出負担行為担当官(福岡県土整備部長)あて)
- 令和3年3月22日 工期変更について請負者と協議
- 令和3年3月23日 工期変更(工期119日間:工期末を当初定めていた令和3年3月31日から同年6月30日に変更)

(3) 県道瀬高久留米線道路新設工事(5工区)

ア 繰越事由

工事車両の進入に当たっては、安全確保の観点から現道と新設道路の交差点に設置している移動式ガードレールの撤去・移設が必要となったことから、地元警察との協議・調整に時間を要し、事業が遅延したため。

イ 経緯

- 令和2年6月4日 地元警察との協議を開始
- 令和2年9月28日 指名通知(指名競争を行う旨の通知)
- 令和2年10月13日 指名競争入札実施(請負者決定)
- 令和2年10月21日 契約締結(工期145日間:令和2年10月22日から令和3年3月15日まで)
(契約金額 36,080千円)
- 令和2年10月29日 前払金支出(14,430千円)
- 令和2年12月2日 地元警察との調整終了・請負者に移動式ガードレール撤去を依頼
- 令和2年12月7日 移動式ガードレール撤去・移設完了
- 令和3年3月4日 工期変更について請負者と協議
- 令和3年3月8日 工期変更(工期161日間:工期末を当初定めていた令和3年3月15日から同年3月31日に変更)
- 令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算(第13号)可決(繰越承認議決)
- 令和3年3月24日 工期変更について請負者と協議
- 令和3年3月29日 工期変更(工期222日間:工期末を令和3年3月31日から同年5月31日に変更)

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

- (1) 県道瀬高久留米線路肩整備工事の違法又は不当な繰越し
当該工事は、施工に当たり支障となる電柱の移設について、関係機関との協議・調整に時間を要し、事業が遅延したため、県議会の繰越承認後に翌年度にわたる工期に延長したものである。法第213条の規定による繰越しは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて認められるものである。当該工事は上記の事情により事業が遅延し、翌年度にわたったものであり、繰越手続が違法又は不当であるとはいえない。
- (2) 沖端川護岸補修(1工区)工事の違法又は不当な繰越し
当該工事は、工事資材等の運搬路の選択に当たり、地元住民との協議・調整に時間を要し、事業が遅延したため、本件交付金に係る福岡財務支局長の翌債承認及び県議会の繰越承認を得た上

で、翌年度にわたる工期に延長したものである。

法第213条の規定による繰越しは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて認められるものである。当該工事又は上記の事情により事業が延引し、翌年度にわたったものであり、繰越手続が違法又は不当であるとはいえない。

(3) 県道瀬高久留米線道路新設工事（5工区）の違法又は不当な繰越し

当該工事は、工事車両の進入路に設置されている移動式ガードレールの撤去・移設について地元警察との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため、県議会の繰越承認を得た上で、翌年度にわたる工期に延長したものである。

法第213条の規定による繰越しは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて認められるものである。当該工事又は上記の事情により事業が延引し、翌年度にわたったものであり、繰越手続が違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。